

クウェート最高裁判所が
販売契約の仲裁条項を支持した画期的な事案

2018年10月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部　ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Amereller に作成委託し、2018年10月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Amereller Legal Consultants
www.amereller.com

（ドバイ・オフィス）

Tel: 971-4-332-9686

A M E R E L L E R

クウェート最高裁判所が販売契約の仲裁条項を支持した画期的な事案

2018年2月13日、クウェート最高裁判所は、販売契約において国際仲裁を規定した仲裁条項を有効とし、クウェートの裁判管轄権を除外するという画期的な判決を下した。この判決により、長年にわたるクウェートにおける商業代理店、ディーラー、フランチャイズの契約の紛争の仲裁に関する不明確さに終止符が打たれたといえる。

販売契約の紛争は仲裁によって解決することができるか否かは、クウェートにおいて長年未解決の問題であった。係る曖昧さはクウェート商法第285条が、「代理店に関する紛争」は「契約が履行される場所」の管轄裁判所を用いることを規定していることに起因する。さらに、本法第286条は、第285条が独占権を有するディーラー契約に適用されると定めている。

これまで、法務評論家たちは、上記条項を広義に解釈し、販売契約（一般的に、商業代理店、ディーラー、フランチャイズの契約を含む）の紛争は、有効に仲裁機関に申し立てることはできないと推定してきた。従って、通説では、販売契約の仲裁条項は無効であり、クウェートの裁判所の管轄権は除外されないとしていた。

最高裁判所の事案

2018年2月13日に下されたクウェート最高裁判所の判決は、ごく一般的な事実に基づいていた。多国籍企業の委託者が、クウェートの販売代理店との医療製品の販売契約を解約した。解約により不利益を被った販売代理店は、委託者へ対して損害賠償を請求した。

当該販売契約は英文による、紛争解決機関をロンドンのLCIAと定めた仲裁条項を含んでいた。裁判にて、販売代理店は、係る条項はクウェートの裁判所の管轄権を除外していないと論じた。まず販売代理店は、クウェート商法第285条により販売契約に関する仲裁は許可されないため、仲裁条項は無効である。次に、販売代理店の代表者が仲裁条項を締結する権限を有していなかった。さらに、委託者が代理店契約を解約した時点で、仲裁条項は失効しているとも主張した。

最高裁判所の判決

最高裁判所は、販売代理店の議論を論駁し、販売契約の仲裁条項における国際仲裁は、クウェート法に基づき有効であり、クウェートの裁判所の管轄権は除外されると判断した。

最高裁判所ははじめに、クウェート商法第285条が、いかなる当事者による仲裁への合意をも妨げるものではないと示した。また、同法第285条は紛争が訴訟へ発展した際、販売契約に仲裁に関して全くの言及がない場合に、クウェートの管轄権を有する裁判所を決めることに限定されるとした。次に、有限責任会社の代表者は、仲裁条項を締結できるすべての権限を有するとした。従って、仲裁条項を含む契約への合意には、株主総会の特別決議による承認が必要であるという、これまでの解釈を覆した。さらに仲裁条項を含む契約が解約された後も、同仲裁条項は引き続き有効であることを強調した。従って、委託者が契約を解約した後も、仲裁条項は本事案に適用され続ける。

ニューヨーク条約

最高裁判所はその判断において、クウェートが加盟をしたニューヨーク条約を尊重した。最高裁判所は、同条約が仲裁条項を認識することを重要視していることを強調した。

しかし、本事案により、同条約の規定は、現地にて運用を支える法令や判例がない限りは、意味がないものであることも明らかにした。なお、同条約では、国際仲裁へ提出可能となる事項に関する定義はなく、代わりに、現地の法律にその判断を委ねている。ゆえに、今回の最高裁判所の判決は、クウェートにおけるニューヨーク条約の適用とは関係なく、大きな進展といえる。

新たな商事代理法

最終的に、最高裁判所の判決について、それだけでは完全に理解することができない。新商事代理法（2016年法令第13号）第20条は、販売契約に基づく紛争において「紛争解決手段として仲裁を用いることに合意することを許可する」と規定している。係る規定は、最高裁判所の判決と併せて、販売契約は仲裁機関に提出可能であることを明確に示している。

クウェートの新商事代理法に関する記事（2016年発行）は[こちら](#)にて参照することができる。